公共施設等総合管理特別委員会

【報告事項】

- ・現庁舎用地の利活用について
- Q 現庁舎用地に再配置する公共施設について、 たい。 防災機能を強化していく考えはあるのか。
- 図書館と福祉センターは二次避難所であること 稼働率の考え方は。 から、同様の機能を考慮した上で検討を進める。 A 稼働率については、新型コロナウイルス感
- る市民説明会をオンラインでも行っているが、 算出するよう整理を進めている。 今後も説明会などはオンラインを併用して行う のか。
- A オンラインによる説明会は、メリットもあ リットについては検討を行っているのか。

Q 今後市民参加を進めるに当たり各施設の稼 A 再配置する公共施設のうち恋ヶ窪公民館・ 働率や利用用途などの調査をするとのことだが、

Q 国分寺市現庁舎用地利活用基本方針に関す 染症の影響が出る前の各施設の利用状況を基に

- ・公共施設マネジメントの運用について
- Q 包括管理委託を導入した場合のスケールメ

る反面、オンライン独自の難しさもある。オン A まだ導入の検討を開始した段階であり、ス ラインの取り入れ方について今後研究していき ケールメリットの検討はその次の段階であると 考えている。段階的に検討を進めていきたい。



新庁舎建設等特別委員会

【報告事項】

- 新庁舎建設について
- ような取組をどのように行うのか。
- A 相談窓口にパーテーションを立てる等の取 A 仮設の電源車を持ってきて作業を行う。 組を行う。個別相談室も必要数設ける。
- **Q** 3つの広場はイベントに使用できるのか。
- まちかど広場はこれから検討していく。
- Q 国分寺市らしさのある庁舎建設について市 オイルの交換費用も安価で済む。 の考えは。

メージした外観提案はあった。今後、市民懇談は、再度、桜の植え替えとなるのか。 会の場でも市民と共に検討していきたい。

- Q 窓口相談時に相談者の個人情報が守られる Q 非常用発電機が1台になった場合、更新作 景観に合わせ慎重に検討していく。 業はどのようにするのか。

 - Q 非常用ガス混焼発電機を採用する燃料面か らのメリットは。
- A 多目的広場·エントランス広場は使用予定。 A 採用予定の非常用ガス混焼発電機は、非常 発電機に比べ貯蓄するオイル量が少なく済み、
 - ・樹木調査の状況について
- A 事業者からの技術提案時に、国分寺市をイ Q 著しい被害が見られると診断された桜2本

A 植え替えの場合、樹種については安全面や



補正予算審查特別委員会

【議案の審査】

- ■議案第62号 令和3年度国分寺市一般会計 減額の要因は何か。 補正予算(第7号)
- Q 「プレミアム付商品券事業」の内容は。
- A 本事業は、新型コロナウイルス感染症流行 額となることがある。今回は、現庁舎用地の利 の長期化により影響を受けている事業者への経 活用が市民、都民にとって有益な活用方法を示 営支援及び市民生活を支援し、地域における消した結果、減額されたものと捉えている。 6億5,000万円のプレミアム付商品券を発行する 補正予算(第9号) ものである。
- 補正予算(第8号)

- Q 新庁舎建設用地の取得に伴う用地買収費の 見ながら個別に連絡するなどの周知を図る。
- A 新庁舎建設用地として東京都から用地を購 入する場合、現庁舎用地の活用方法によって減
- 費を喚起・下支えすることを目的として、総額 ■議案第75号 令和3年度国分寺市一般会計
- Q 「中小事業者経営持続支援事業」について ■議案第63号 令和3年度国分寺市一般会計 対象となる事業者に対して丁寧な周知が必要。
 - A 対象となる750事業者に対して、申請状況を

■議案第49号及び50号を審査



国分寺市プレミアム付商品券(サンプル)

意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

9月8日(水)開催の本会議において、議会運営委員長より委員会提出議案として提出され、全会一致で可決しました。可決された意見書は、内閣総理大臣ほか 関係機関に送付しました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方 財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に 直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、 地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめ とした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政 需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現 されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革 の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実 質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費 が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなさ れないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見 直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コ ロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などによ り国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限り とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準 額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨 時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税 として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月8日 東京都国分寺市議会

